

# TOPICS

## 中小企業事業承継税制が抜本拡充（20年度税制改正）

オーナー企業において、次世代に経営をバトンタッチしようとする場合、「経営支配権の移転」と、その裏付けとなる「自社株の移転」をスムーズに行うことが必要となる。しかし、事業承継の際の障害として自社株に係る相続税負担があり、自社株の一部売却を余儀なくされた場合には、経営支配権が弱まることで円滑な事業運営が阻害され、最悪の場合には、廃業に至ることもある。

経営者の高齢化が進んでいる現在、今回の税制改革では、非上場株式等（中小企業の自社株等）にかかる軽減措置において、現行の10%の軽減措置から80%の納税猶予に大幅に拡充されることになった。また、同時に、事業承継にかかる非上場株式の適正な評価のため、営業権の評価方法が見直された。

なお、この制度は、平成20年10月施行予定の「事業継続円滑法」（仮称）に則して行われ、制度運用上は平成21年度の税制から、10月の同法施行日以降の相続に遡って適用される。

（注）20年度税制改正は閣議決定されました。今後、国会審議を経て修正される可能性が無いとはいえない。また、本稿は、公表資料に基づいた一般的解説であり、実際の相続時は事情も様々であることから税理士、税務署等への相談が必要です。

### 〔1〕自社株相続税制の改正ポイント

相続ないしは遺贈により受け継いだ自社株は、業績が良好で将来性のある企業では、相続税の課税評価額も多大になる。しかも、事業承継を前提とする限り処分が不可能といえ、納税資金として換金も難しいことから、承継に悩む経営者は多い。

また、中小企業の円滑な事業活動の承継は、地域経済、地域雇用の維持には不可欠のものもあり、そのため、今般の大きな見直し・拡充となった。

### ■ 猶予税額

非上場会社を経営していた被相続人から相続・遺贈により、自社株式等を取得した相続人が事業承継する場合には、相続・遺贈により取得した議決権株式等（相続開始前からの保有分を含めて、発行済議決権株式の総数等の2/3に達するまでの部分）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が「猶予」される。（20%の株式等のみの相続税を納付）

### ■ 対象会社及び軽減対象の上限

#### ＜現行…10%減額措置適用の場合＞

対象会社の要件として、企業規模は発行済み株式総数20億円未満の会社となっている。相続した株式のうち、発行済み株式総数の2/3、又は評価額10億円までの部分のいずれか低い方が対象となる。

#### ＜改正後…80%猶予措置適用の場合＞

対象会社は中小企業基本法上の中小企業全てで、株式総額要件は撤廃された。また、軽減対象となる株式の限度額は撤廃された。（ただし、発行済議決権株式の総数等の2/3以下の限度有り）

### 中小企業基本法における中小企業の定義

	資本金 又は 従業員数
製造業その他	3億円以下
300人以下	100人以下
卸売業	5千万円以下
50人以下	100人以下
小売業	5千万円以下
サービス業	100人以下

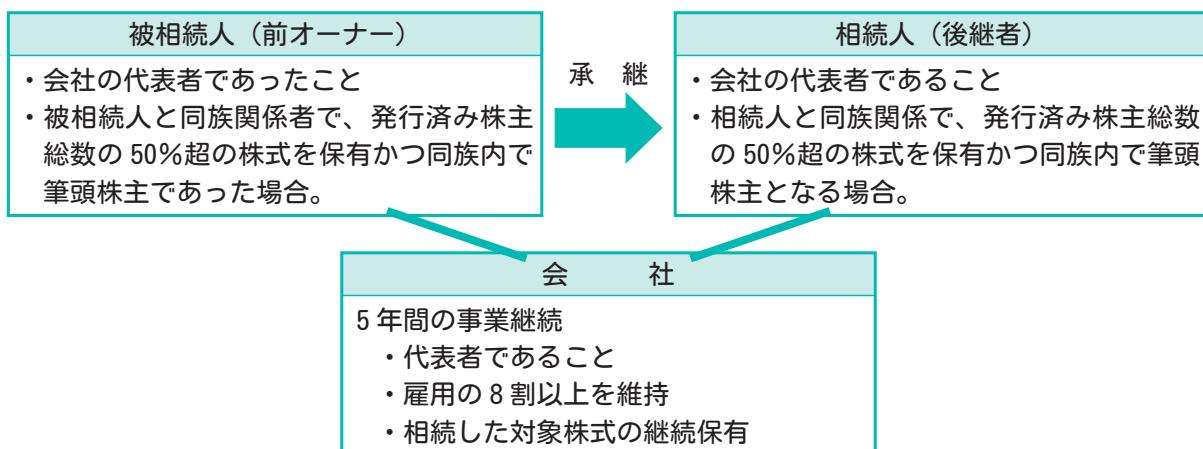
### ■ 被相続人・相続人の要件

- ①相続人は、同族関係者と合わせ、発行済株式等の過半数を保有し、かつ、その同族関係者の中での筆頭株主で、「事業継続円滑法（中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律）」（仮称）における経済産業大臣の認定を受ける必要がある。
- ②非上場会社を経営していた被相続人は、発行済

### 中小企業事業承継税制の改正ポイント

現行制度	改正後
自社株に係る10%減額措置	自社株に係る80%納税猶予
発行済株式総数20億円未満の会社	中小企業基本法上の中小企業 ※株式総額要件は撤廃
相続した株式のうち、発行済み 株式総数の2/3又は評価額10 億円までの部分のいずれか低い方	軽減対象となる株式の限度額は 撤廃（ただし、発行済議決権株式総 数の2/3以下の限度有り）

## 新しい事業承継税制適用要件



株式等について、同族関係者と合わせてその過半数を保有し、かつ、その同族関係者の中で筆頭株主であったことを要する。

### ■ 猶予税額が免除されるケース

その事業承継相続人が納税猶予の対象となった株式等を死亡の時まで保有し続けた場合等、一定の場合には猶予税額の納付が免除される。

### ■ 猶予が取り消され納付が求められるケース

- ①その事業承継する相続人が、相続税の法定申告期限から5年の間に、代表者でなくなる等により、経済産業大臣の認定が取り消された場合等には、猶予税額の全額を納付する。
- ②上記の期間経過後において、納税猶予の対象となった株式等を譲渡等した場合には、その時点で、納税猶予の対象となった株式総数等に対する譲渡株式の総数等の割合に応じた猶予税額を納付する。

\*猶予税額の全額又は一部を納付する場合には、その納付税額について相続税の法定申告期限からの利子税も併せて納付する。

### ■ 担保

この特例の適用を受けるためには、原則として、納税猶予の対象となった株式等のすべてを担保に供しなければならない。

### ■ 現行の課税価格軽減措置の廃止

現行の特定同族会社株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例（相続自社株に係る10%減額措置）は、所要の経過措置を講じた上で廃止される。

## 〔2〕非上場株式の営業権評価の改正

事業承継時の非上場株式の評価において、これまで、純資産価額方式により評価する場合、資産に計上される営業権の評価が実務上問題となっていた。

営業権の評価方法は「〈利益金額（その企業の利益+その企業の企業者報酬額）×0.5－標準企業者報酬額－総資産価額×基準年利率〉×営業権の持続年数（原則10年）に応ずる基準年利率による複利年金原価率」の算式により算出される。

今般見直されるのは、「標準企業者報酬の額」と総資産価額に乘じる「基準年利率」で、ともに純資産の減額要素であり、相続税額を下げる効果がある。

- ①標準企業者報酬…実態調査結果に基づき改定

利益金額	標準企業者報酬額	
	改正前	改正後
5,000万円	850万円(17%)	2,500万円(50%)
1億円	1,000万円(10%)	4,000万円(40%)
5億円	5,000万円(10%)	1億円(20%)

### ②基準年利率

国債利回りを基にしたものから企業の収益力を基にしたものに見直し

現 行	改訂後
基準年利率(国債利回り) 2%	総資産利益率 5%

(山城 満)